

平成25年第2回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成25年6月27日(木曜日)

1.出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 猶野智和 | 2番 | 秋枝秀稔 |
| 3番 | 坪井康男 | 4番 | 俵 薫 |
| 5番 | 馬屋原真一 | 6番 | 岡山 隆 |
| 7番 | 高木法生 | 8番 | 萬代泰生 |
| 9番 | 三好睦子 | 10番 | 山中佳子 |
| 11番 | 岩本明央 | 12番 | 下井克己 |
| 13番 | 河本芳久 | 14番 | 西岡 晃 |
| 15番 | 荒山光広 | 16番 | 徳並伍朗 |
| 17番 | 竹岡昌治 | 18番 | 村上健二 |
| 19番 | 秋山哲朗 | | |

2.欠席議員 なし

3.出席した事務局職員

| | | | |
|--------|------|---------|------|
| 議会事務局長 | 石田淳司 | 議会事務局補佐 | 岡崎基代 |
| 議会事務局係 | 大塚 享 | | |

4.説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|----------|------|
| 市長 | 村田弘司 | 副市長 | 林 繁美 |
| 総務部長 | 波佐間 敏 | 市長統合戦略局長 | 篠田洋司 |
| 総合政策部長 | 田辺 剛 | 建設経済部長 | 伊藤康文 |
| 建設経済部長 | 松野哲治 | 総合観光部長 | 藤澤和昭 |
| 下水道事業局長 | 久保 毅 | 総務部長 | 大野義昭 |
| 総務部長 | 白井栄次 | 総務課長 | 細田清治 |
| 財政課長 | 佐々木昭治 | 総務課長 | 河村充展 |
| 総合政策部長 | 綿谷敦朗 | 建設経済部長 | 三戸昌子 |
| 企画政策課長 | | 商工労働課長 | 高橋睦夫 |
| 総合観光部長 | | 上下水道事業局長 | 西岡博和 |
| 観光振興課長 | | 管理業務課長 | 奥田源良 |
| 教育長 | 永富康文 | 病院事業者 | |
| 代表監査委員 | 三好輝廣 | 消防長 | |
| 美東総合支所長 | 倉重郁二 | 秋支所 | |

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）、議員派遣一覧表、以上2件です。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、徳並伍朗議員、竹岡昌治議員を指名いたします。

日程第2、議案第3号から日程第15、議案第14号までを、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育民生建設観光委員長。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 登壇〕

教育民生建設観光委員長（岩本明央君） おはようございます。只今より、教育民生建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

去る6月11日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案8件について、6月17日午前9時28分より、委員会室において、村田市長を初め執行部16名の方々、それにオブザーバーの秋山議長と委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

初めに、議案第6号美祢市子ども・子育て会議条例の制定について御報告申し上げます。

執行部より、国の子ども・子育て関連3法が可決成立し、子ども・子育て支援法が本年4月1日から施行されており、本美祢市においても、市の合議制の機関としてこの条例を制定し、7月1日より施行するものですとの説明がありました。

委員より、この条例の委員は20名以内で組織するとあるが、女性が何人、男性が何人など、構成についてある程度決まっているかとの問いに対して、執行部より、委員の構成メンバーについては鋭意努力していますが、現時点では決まっていません。7月1日施行に向けて、各団体と協議を重ねて詰めていきたいと考えています

との答弁がありました。

さらに、委員より、7月1日施行であり時間がないので、早急に人選等を行っていただきたい。任期2年で、ほかの会議の中で発言のない委員でも、人選について再任等十分考慮していただきたいとの要望がありました。

執行部より、協議内容等、自由な討論の中で、具体的に発言しやすい会議にしたいと考えていますとの答弁がありました。

そのほかには質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号美祢市国民健康保険税条例の一部改正について御報告いたします。

執行部より、このたびの改正は、地方税法の一部改正と同様に、国民健康保険税条例の改正を美祢市でも行うものです。主な改正点2点について説明がありました。内容については割愛させていただきます。

委員より、行政用語や内容が大変難しいが具体的にどのように改正されるのか、わかりやすく説明していただきたいとの問いに対して、執行部より、1点目は、国保の被保険者に対して不利益な処分を課す場合、通告もなしに一方的に行ってはいけない。行政手続法の規定を適用し、きちんとした説明と共に処分を行わなければならないとするものです。

2点目は、東日本大震災の関係で、大震災の被災者の救済の目的で制定され、地方税法、国保税条例の改正に足並みをそろえるもので、美祢市では該当事例は想定していませんとの答弁がありました。

そのほかには質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

執行部より、この交流センターの指定管理期間が平成26年3月をもって終了することに伴い、使用料、手数料の見直しについて同条例の一部改正を行うものですとの説明がありました。詳細につきましては別表により説明がありましたが、割愛させていただきます。

質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決さ

れました。

次に、議案第9号美祢市企業立地奨励条例の一部改正について御報告申し上げます。

執行部より、このたびの改正は企業誘致活動を推進していくに当たり、わかりづらい条例や規則の部分を整理するとともに、県内では初めて固定資産税に加え、都市計画税も課税免除の対象にするなど、所要の改正を行うものです。これにより、これまで県の優遇措置は受けられても、市の優遇措置が受けられないといった問題も解消できることとなります。加えて、雇用奨励金についても、新規採用以外に、異動で美祢市に来られた方も対象になりますとの説明がありました。具体例も挙げられ説明がありましたが、割愛させていただきます。

委員より、このたびの都市計画税の課税免除は、県下の立ち位置としてどのくらい有利かとの問いに対して、執行部より、県内で土地の所有につきましては、70ないし80%の補助金を出しておられるところがありますが、都市計画税の免除は初めてです。全国的にも数少ない取り組みですとの答弁がありました。

委員より、固定資産税及び都市計画税は、課税免除3年間、雇用奨励金給付1人20万円も記載されています。さらに今後、企業が進出しやすいように、条例改正の考えはあるかとの問いに対して、執行部より、今後新しく企業進出する際、購入される土地に関する補助金制度の創出ではなく、この条例の中で特出しの補助金交付要綱などを制度化し、対応する考えですとの答弁がありました。

そのほかには、本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号おもてなしのまち美祢観光振興条例の制定について御報告申し上げます。

執行部より、観光振興条例について、市長から美祢市産業振興推進審議会に諮問がなされ、観光振興専門分科会委員9名の方が4回審議され、本年3月28日に答申を受けました。これを受け、今回条例改正するものですとの説明がありました。審議の内容や本条例の策定に係る審議過程等、詳しい説明がありましたが、内容については割愛させていただきます。

委員より、この条例制定により、秋芳洞の入洞者数に変化はあるかとの問いに対して、執行部より、この条例は美祢市の観光振興を図る上で一番基礎的なことで、

魅力ある観光地づくりに努め、観光客の増加が見込めると判断していますとの答弁がありました。

さらに、委員より、世界ジオパークを目指していますが、この条例制定により、今の60万人入洞者をさらに70万人受け入れ等の目標などあるかとの問いに対して、執行部より、第一次美祢市総合計画におきまして、美祢市全域を訪れた観光交流人口の目標を平成26年度200万人達成を掲げており、秋芳洞、大正洞、景清洞を合わせて65万人を目標にしていますとの答弁がありました。

委員より、本条例の中に市民の役割が3項目あるが、市はこれらの具体的な方策について、どのような考えを持っているかとの問いに対して、執行部より、本年度は美祢市観光協会に委託する事業の中で、おもてなし講座等を開催していただくことにしています。さらに、今現在、3洞入洞について市民を無料にしたり、講座、アイデア等の募集を考えていますとの答弁がありました。

村田市長より、美祢市は今、世界ジオパーク加盟を目指しており、今年度美祢検定を実施することにしています。美祢市民としての誇り、市への愛着、地域の観光資源に関する知識の向上等、市外からのお客さんへ丁寧に説明できるよう、美祢市観光振興のために取り組みたいと考えていますとの答弁がありました。

このほかに質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

11分間の休憩の後、会議を再開しました。

次に、議案第11号美祢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてと、議案第12号美祢勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御報告いたします。

執行部より、昨年度、美祢市行政改革推進委員会より、使用料、手数料の見直しについて答申がなされ、それを受け改正を行うものですとの説明がありました。

参考資料の新旧対照表により説明を受けましたが、議案第11号、議案第12号に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御報告いたします。

執行部より、今回の補正は、特定世帯等に係る国保税の軽減特例措置の延長に対

応するもので、電算システム改修に要する経費ですとの説明がありました。補助金額等の説明もありました。

本案に対する質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、教育民生建設観光委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども所管事項の審査を行うことを議長に申し出ていますので、申し添えます。

〔教育民生建設観光委員長 岩本明央君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 河本芳久君 登壇〕

総務企業委員長（河本芳久君） 只今より、総務企業委員会に付託されました議案5件について、6月18日委員全員出席のもと審査いたしましたので、その概要について御報告いたします。

なお、執行部から提案説明がございましたが、その件につきましては、本会議において議案説明の際、資料も配付され説明されました。それと同じような説明がなされましたので、各議案に関する提案説明については省略させていただきます。

最初に、議案第3号美祢市行政組織条例及び美祢市行政改革推進委員会条例の一部改正についてを議題とし、執行部より説明を受け、その後質疑を行いました。

委員より、このたびの条例改正で、行政改革の推進に係る事務分掌が、市長統合戦略局政策戦略課の所管となることになりましたが、どういうところで判断されたのかという、こういう問いがございました。それに対して市長より、行政事務の効率化のため市長統合戦略局を設置しましたが、また行政改革については、この部署で担当することが望ましいと、私が判断しましたとの答弁がございました。

その他、質疑や意見はなく、議案第3号は原案どおり可決されました。

次に、議案第4号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたしました。執行部の説明に対し、質疑、意見はなく、全員異議なしで本議案は原案どおり可決され

ました。

続いて、議案第5号美祢市都市計画税条例の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。執行部の説明に対し、質疑、意見はなく、全員異議なしで本議案は原案どおり可決されました。

次に、議案第13号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とし、審査いたしました。執行部の説明に対し、質疑、意見はなく、全員異議なしで本議案は原案どおり可決されました。

続いて、議案第14号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とし、審査いたしました。執行部の説明に対し、質疑、意見はなく、全員異議なしで本議案は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案5件についての審査を終了いたしました。

その他として、委員から、選挙公報の配布が新聞折り込みになっているが、新聞を取っておられない家庭もあるので、全戸配布できる体制は取れないかとの質問がございました。執行部より、選挙公報については、原則新聞折り込みになっています。新聞を取っておられない家庭で配布について要望があれば、直接郵送いたしますとの答弁がございました。

委員より、選挙公約は全戸に配布していただきたいとの市民の声もありますが、これに応える必要があるのではないかとの意見がございました。市長より、選挙は法律に従って粛々とやるべきものでありますから、法律の範囲を逸脱しないように、全ての市民の方によく知っていただくよう、最大の努力をしてみたいとの答弁がございました。

他の委員より、先日の豊田前地区での議会報告会において、豊田前診療所について住民から、刑務所誘致の際外来の患者も診る、また医者の確保もしているということであったが、いまだこのようなことがなされていない。今後の見通しについてはどうであるかといった質問がなされました。委員より、地域医療はできるのか。また今後の見通しはどうか。こういった質問もございました。執行部より、センター開設の経緯について、地域診療を行うという目的で豊田前診療所を設置しています。当初から婦人科医の確保に努めてまいりましたが、昨今の医師不足によりいまだに確保できていない現状にあります。医師の確保ができた段階で速やかに設置

許可申請等を行って、解決ができるよう努めてまいりたいとの答弁がございました。

以上で、本委員会における審査は全て終了いたしました。議会閉会後も審議必要な案件があれば、議長の許可を得て本委員会を開くことを申し添えておきます。

〔総務企業委員長 河本芳久君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

続いて、予算委員長の報告を求めます。予算委員長。

〔予算委員長 高木法生君 登壇〕

予算委員長（高木法生君） 只今より、予算委員会の委員長報告を申し上げます。

先の本会議において本委員会に付託されました市長提出議案1件につきまして、去る6月19日午前9時30分より委員全員出席のもと、審査をいたしましたので、その審査の経過と結果につきまして御報告申し上げます。

初めに、平成25年度美祢市一般会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

執行部より、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,946万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ150億1,426万3,000円とするものと説明がありました。

それでは、主な質疑について御報告いたします。

委員より、従来、美祢農林開発株式会社は、農林資源の活用施設の指定管理を受けているが、指定管理料は払われていない。今回なぜ800万円の指定管理料として支払うことになったのかとの質問に対し、執行部より、今回、新たなカップサラダ事業800万円の指定管理料については、当初、数量の確保等出荷量の調整が困難ということもあり、今年度生じる800万円の積算をしましたとの答弁がありました。

次に、委員より、800万円を指定管理料として回すならば、何を目的にやられたのか。指定管理の目的は、施設を管理するだけでなく、この事業の運営をしてもらうというお願いをしているはずと思うが、美祢農林開発をつくった目的を整理していただきたい。また、今回の事業内容をもう少し具体的に説明してほしいとの問いに対し、執行部より、定款に定められている美祢農林開発株式会社の設立した目

的は、森林保護のための伐採整備、企画運営、箸の製造及び販売、農産物・林産物加工及び販売等の事業展開の部分になります。当然のことながら、美祢社会復帰促進センターと刑務作業を活用することによる地域との共生に寄与していくことと併せて、先ほどの事業の中にありました森林保護をする、農林産物を加工・販売することにより、農家の所得を向上させる、雇用の創出をするといったこと、つまり加工製造をすることによって、地域に貢献していきましょうというのが、会社の立ち上げの経緯だと解釈しています。そういった中で、この事業をやっていくことについては、竹の子が主となると季節変動も大きいため、雇用が一旦6月で切れてしまうという問題もあり、それらを解決するため、カップサラダの事業を始めたところ です。これをさらに採算ベースに乗せるには、大きな収益的事業がいるところです。市内農家の方々へ野菜づくりを推進し、それを農林開発で買い取り、加工製造事業で市内・市外への販売をする事業展開をするものですとの答弁がありました。

さらに、委員より、六次産業への取り組みについて、美祢農林開発株式会社が試験的なものをやろうとしておられるのかお伺いしたいとの質問に対し、執行部より、新たな事業を展開することは、時間的制約も出てきますが、夕方にはある程度作業が落ち着き時間を空けることも可能です。今後、六次産業化の計画書の中で、美祢農林開発株式会社の六次産業化への取り組みを支援することを記載しており、美祢農林開発には夕方の時間を空ける取り組み等、協力をしていただきたいと思います。そうした意味も込め、施設整備を考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、指定管理料800万円を算出した根拠は、売り上げと経費の差の赤字分800万円を計上した説明と受け止めるが、間違いはないか確認したいとの問いに対し、執行部より、資料積算の元となる数字をお示ししているとおりです。また、これに至る経緯ですが、この事業はスケールメリットにより採算が取れていくものです。当初から大きな規模で事業展開すること、また軌道に乗るまでの間については、厳しい数字として表れるという解釈をしていただければと考えていますとの答弁がありました。

次に、委員より、今回のカップサラダの売り上げが3,242万円の見込みであるが、この販売網の確立についてお伺いしたいとの問いに対し、執行部より、この事業については、これまで取り引きのある卸業者さんから具体的なお話をいただき取り組むもので、あくまで卸業者さんに対し、商品を納める事業となっていますと

の答弁がありました。

さらに、委員より、製造原価が高いと思われるが、なぜかお尋ねしたいとの問いに対し、執行部より、今年度の売り上げを3,200万円計上していますが、これは半期以降の取り組みになります。このたびの売り上げに対して経費が多いということについては、固定部分の経費がかなり多いという試算となりますが、来年度の本稼働後は、経費より売り上げが上回ることになるとの答弁がありました。

さらに、委員より、品質管理はおろそかにできないと思うが、このことをどう捉えているかお尋ねしたいとの問いに対し、執行部より、品質管理につきましては、製造工場内への入室、安全対策を含め、従来から厳しく対処されております。また、関連の業者の方からも御指導をいただきながら対応しています。市としましては、今後も継続的に指導していきたいと考えますとの答弁がありました。

次に、委員より、六次産業化への発展のためには施設整備は必要と思いますが、この施設整備によって作り出された商品が、将来性と持続性のあるものでなければならぬと思う。今回のカップサラダの将来性についてお尋ねしたいとの問いに対し、執行部より、今回事業展開するカップサラダの関係が、イコール六次産業とは決して言えないと思いますが、現在農家の方たちにさらに多くの野菜づくり、農業に携わっていただきながら、就農拡大を図っていく仕掛けの部分です。美祢市の六次産業化を取り組もうとされる方については、将来性、持続性のある商品づくりのために、農林資源活用施設、また美祢農林開発株式会社が全面的に支援していく六次産業化の取り組みだと考えていますとの答弁がありました。

また、委員より、農林資源活用施設等機械等整備に関連して、過疎地域計画の変更がありました。これは過疎債で借りられるのかお伺いしたいとの問いに対し、執行部より、市債の中の商工施設整備事業債で、このたびの経費を充てたいと考えています。なお、過疎債であった場合は、交付税措置として70%が交付される予定ですとの答弁がありました。

次に、委員より、美祢市農林資源活用施設管理運営に関する協定書の12条の規定で、美祢農林開発株式会社は、本来の事業収支と農林資源活用施設の運営に係る収支を分離し、かつ流用してはならないという規定がありますが、本来の事業収支とは何かお伺いしたいとの問いに対し、執行部より、美祢農林開発株式会社の事業収支については、竹箒事業に係る収支並びに竹の子等の農産物の収支、そのほか竹

細工関連その他もろもろの収支になると思いますので、竹箒関係の部分が該当する
と考えていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、協定書には事業収支を分離し、相互に流用してはならないと
いう規定になっているので、美祢農林開発株式会社の決算書は、二つにわかれたも
のが作成されているが、株主総会はいつ開かれ、どの資料で説明されたかお伺いし
たいとの問いに対し、執行部より、株主総会は5月30日に開かれ、報告について
は、全体のものとして報告されていますとの答弁がありました。

また、委員より、本日説明された資料の4ページで、営業外収益の合計が1,771万9,000円、内訳は1,733万9,000円、農林産物が38万円、
その他がゼロ円で三つに分類されている。私の見解では、1,733万9,000円のうち、1,700万円が補助金と思う。この営業外収益のうち補助金が
竹箒1,708万円、農林産物が12万円となっていますが、説明では補助金はあ
くまでも竹箒の部門に対してのみと理解している。この農林産物の12万円につい
ては、目的外使用ではないかお伺いしたいとの問いに対し、執行部より、補助金の
竹箒8万円と農林産物12万円については、1,700万円の補助金とは違い、六
次産業化の取り組みを行った部分で、市が支出した補助金がありまして、1,
700万円の部分に関するものではないことを御理解いただきたいと思ひますとの
答弁がありました。

次に、委員より、資料6ページのカップサラダ、1日500カップから6,
000カップ(600キログラム)に増産する計画になっているが、毎日600キ
ログラムの材料を手配できるのか、お伺いしたいとの問いに対し、執行部より、確
かに6,000カップになりますと、キャベツにしても相当なキ口数となります。
現在、農協の組合長さんと下話をさせていただいておりますが、単価契約等の問題
もあり、まだ明確な協力をいただける状況にはありません。これから先、農協さん
の協力をいただきながら、できるだけ市内の野菜を使いたい旨の協議をさせてい
ただいております。しかしながら、この事業は薄利多売というような事業であり、当
然折り合わないこともあると思ひますので、双方がウインウインの関係になれば、
農協さんも協力させていただきたいというような、正式ではありませんが、下話を
させていただいておりますとの答弁がありました。

他の質疑については、割愛させていただきます。

次に、議案第1号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第2号）の意見について、委員より、美祢農林開発のマネジメントの姿が見えない。美祢農林開発株式会社は竹箬関連事業に特化して補助金で続け、農林資源活用施設については美祢農林開発の指定管理を解除して、民間の事業者指定管理することとしてほしいとの反対意見がありました。

また、委員より、生活保護の切り下げによるシステム改修には賛成できない。また、美祢農林開発株式会社の補助金について、この施設整備は、美祢ブランドをつくるための整備、また将来性のあるお金の使い方をしていただきたいと思う。計算上で差し引き800万円の赤字が出ることへの補填については反対する、との意見がありました。

また、委員より、竹箬については、今後利益を出すことは難しいと思われるが、矯正施設を誘致するときの国との条件として、地元との共生事業に取り組むことであった。このことによって竹材を供給し、それを加工する。また山が整備されれば美祢市の山は美しくなり、竹の子という副産物も生まれる。こうしたことで、竹の山がお金に変わり始めてきているという好ましい傾向にある。従って、美祢農林開発のつくり上げた事業の目的・意義として、この事業計画の達成に努力されることを期待し賛成するとの意見がありました。

本議案について、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、予算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会に関する件について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔予算委員長 高木法生君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 予算委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、予算委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今、教育民生建設観光委員長、総務企業委員長、予算委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては閉会中も調査することに決しました。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。地域産業活性化対策特別委員長。

〔地域産業活性化対策特別委員長 西岡 晃君 登壇〕

地域産業活性化対策特別委員長（西岡 晃君） それでは、只今より、地域産業活性化対策特別委員会の委員長報告を行います。

去る6月20日午前9時30分より委員会室において委員全員出席のもと、委員会を開催いたしましたので、その審議内容を御報告いたします。

初めに、執行部において作成されました美祢市六次産業化基本計画について、説明を受けました。その説明に対する質疑として、委員より、基本計画は大変よくまとめられており、関心いたしました。その中で、具体的に完成したときのモデル的なイメージを執行部のほうでお持ちかとの問いに、六次産業ということ言えば、一次産業者がみずからつくられる作物を加工、販売し、所得の向上につなげていけることが本来の目指すところであります。また、農商工連携も六次産業と捉えるならば、ネットワークを構築しながら、美祢市といえはこの加工品と言われるようなものを生産販売していく、これが理想と考えておりますとの回答があり、さらに委員より、美祢市における六次産業におけるシンボリックなものが必要と考えるが、どのように取り組んでいられるかとの問いに、執行部より、地域ブランドを生み出していくことが一番重要ではないかと考えており、農水省の事業である総合化事業計画の認定を受け、新商品の開発、さらにブランド化を促進し、雇用を創出することが一番の理想の形ですとの回答があり、また、委員より、美祢地域ブランドの認定とあるが、どのようなものかとの問いに、美祢市独自のブランド認定制度をつくっていこうと考えており、今後、ブランド認定の基準を定めていく作業に入ります。

また、委員より、ブランド認定に当たり意見が言えるのか、さらに、昔からよくあるが、補助金があるうちは事業を行うが、なくなったらやめるでは市場を乱すだけなので、その辺りはよく注意してほしいとの意見がなされました。その他の質疑、意見は割愛させていただきます。

次に、5月27日に、バイオエタノール事業についての勉強会を行いました。その件について、副委員長より追加の説明がなされ、今後、この事業についてさらに議論を深めていくか委員に意見を求め、委員より、リスクもある事業であるので行

政主導で行うべきではないのではないか。また、技術がどこまで確立して、経済性から考えてどのような試算になるかがわからないが、循環型で大変アイデアとしては面白い。しかし、まだ事例が少なく、飛びつくにはちゅうちょするとの意見があり、またことしの9月、10月、11月と、全国に3カ所の実証プラントが計画されており、実際に動いているプラントの稼働状況を確認し進めていくことがいいのではないか等の意見がなされ、まとめとして、バイオエタノール事業については前向きに取り組んではいくが、先進事例の動向を注視しながら議論を進めていくこととなりました。

これにて、地域産業活性化対策特別委員会の委員長報告を終わります。

〔地域産業活性化対策特別委員長 西岡 晃君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 地域産業活性化対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、地域産業活性化対策特別委員長の報告を終わります。

この際、暫時11時5分まで休憩をいたします。

午前10時50分休憩

.....

午前11時07分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

これより、議案の討論、採決入ります。岩本議員。

11番（岩本明央君） 済いません。訂正をし、またお詫びしたいと思います。

先ほどの私の委員長報告の中で、議案第9号で、美祢市企業立地奨励条例の一部改正と申しました。正確には、全部の改正でございます。大変失礼いたしました。訂正をし、お詫びをいたします。御無礼しました。よろしく申し上げます。

議長（秋山哲朗君） 日程第2、議案第3号美祢市行政組織条例及び美祢市行政改革推進委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第4号美祢市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号美祢市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号美祢市子ども・子育て会議条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） この子育て会議ができたことは賛成です。それで、学童保育をつくってほしいという要求もたくさんあります。市民の子育ての願いなど、声を反映できるような会議にしていきたいと思います。

それとこの国の法律のもとなんですが、保育の公的責任や保育の水準が後退しないように要望いたしまして、意見いたします。賛成意見です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 9 号美祢市企業立地奨励条例の全部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

9 番（三好睦子君） これに反対ではありませんが、今、企業進出でこういった企業誘致のための施策はいいですが、既存の事業所でも事業拡張については、こうした固定資産税の免除、都市計画税の免除っていうことがあるということなんです、小さな企業、事業所、零細企業、そういった企業拡張ができない、そういった事業所もあると思います。美祢市内では技術を伝えるものづくりといった事業所もあります。こうした事業所の支援も今後考えていただきたいと思います。

そしてまた、こういった今の企業に就職、再就職ですね、今まで育児とか介護で一旦退職された女性の方も、人もおられると思いますが、そういった再就職をしたときの支援も盛り込んでいただきたいと意見を述べます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。岡山議員。

6 番（岡山 隆君） 今、議員のほうから美祢市の企業立地奨励条例の全部改正について、今既存の企業に対してもということをおっしゃいましたが、今回はこの企業を新しく立地奨励していただく、そういったところのものに対しての条例ですから、ちょっと視点が違うんじゃないかと思っております。

それで、今後、昨日は国政において 6 カ月間にわたるこの通常国会、きのうは会期末でございました。今後、秋の臨時国会においては、この中小零細など、またそういった企業におけるこの税制優遇設備投資減税、そういったところが今後入ってくる、次から次へと経済成長戦略を打たれると思いますので、そういった案件につきましては、今後そういったところを打たれた後に、そういった中小零細におけるそういった優遇措置というのが入ってくるのではないかと、そういったところ、まず今後期待していきたいと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 9 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 10 号おもてなしのまち美祢観光振興条例の制定についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 10 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 11 号美祢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 11 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 12 号美祢勤労者福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 12 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、議案第 1 3 号美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第 1 3 号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3、議案第 1 号平成 2 5 年度美祢市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。竹岡議員。

1 7 番（竹岡昌治君） 討論の時間でございますけど、先だっこの予算委員会の中で、市長は欺瞞である、市民をだましている、という発言がございました。それに対して、その後テレビを見られた方から、数多くの市民の皆さんから、内容について教えてくれんか、こういう問い合わせがたくさんございました。なぜかと申し上げますと、このことについては市長のコメントがなかったわけでありまして、そこで、市長に対してこのことをお聞きして、明らかにしてから私は討論に入るべきだと、このように思っておるわけでありまして。

我々議員は、1 9 分の 1 の議決権しか行使できませんが、市長は大きな責任と権限を持っておられるわけでありまして、その辺を市民の皆さんに事実かどうか、もし事実でないとするならば、議員はこの議場において発言の自由は保障されております。しかしながら、発言の自由は保障はされておりますものの、品位の保持ということも一方では義務付けられております。そして、私は、これがもし事実でないとするならば、市長に対する無礼発言だというふうに認識しております。それから、従って、市長の御見解をお聞きしてから討論に私は入りたいと、このように思

っております。

さらに、もう1点は、第12条、いわゆる協定書の第12条について、本来の業務、それからその他の業務と、当然区別すべきだという御意見がございまして、契約違反じゃないかということもございました。残念ながら私、手元にそのときは協定書持っておりませんでしたので、何ら反論もしませんでした。12条の収支の分離及び収支状況等は、本来の事業収支と農林資源活用施設の運営に関わる収支を分離しと、こう書いてあるんですね。これはおそらく美祢市は長年、その指定管理者制度、導入期からようやく今年の7月1日から新たな指定管理者制度のあれをつくり上げました。いわゆる導入からこういういろんな問題点をクリアしながら、最終的に去年のこの6月議会だったと思いますが、検討し、7月1日から実施をするというふうになったと思います。そりゃいろんなことに不備があったのは事実だと思います。

しかしながら、もともと指定管理者は第三セクターであれ、NPO法人であれ、いろんなところに委託をするわけですね、指定管理として。その場合、本来の業務というのは、その団体若しくは企業がやっておる本来の業務、例えばわかりやすくもっと説明すれば、私の本来の業務は食料品販売ですね。私がもしどこかの指定管理を受けたとしたら、それと本来の業務を分離しなさいと、こういう、私は解釈をしておるわけでありますが、これも事実かどうかということをやっば確認をする必要があろうと思います。

さらに、この施設を民間委託しろ、こういう御意見伺いました。そのときに、私は意中の人がおるといふ発言がございました。これはまさに利益誘導発言だと私は思っております。

その辺の見解を、議長はどのように議会運営されるのか、それをお尋ねして、もし議長のほうで市長並びに執行部に対して御答弁がいただければ、私はさらに討論に入りたいと。このように思っておりますが、議長、いかがなものでございましょうか。

議長（秋山哲朗君） そうですね、御存知のとおりこの場合は議会の討論の場でありますから、ちょっと今、市長に対しての発言を求めるかどうかということは、議会運営上のことがありますので、ちょっと暫時休憩をして、会派代表者会議を開いて決めたいと思います。よろしくお願いします。

午前 11時22分休憩

.....

午後 4時20分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第13、議案第1号平成25年度美祢市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。坪井議員。

3番（坪井康男君） 私は、去る6月19日に開催されました予算委員会におきまして、2カ所不適切な発言をいたしましたので、撤回もしくは訂正をさせていただきます。

1点目は、河村課長並びに市長の発言に対して、「欺瞞的」あるいは「まやかしのなものだ」という発言をいたしました。その点は不適切でありましたので、撤回をさせていただきます。

2点目ですが、美祢農林開発株式会社の今指定管理を受けている、美祢農林資源活用施設の管理運営について、将来的には民間に指定管理をされたいかがですかという発言の際に「意中の方がおります」と申し上げたのは、受け取り方によっては私の真意とは異なる受け止め方をされますので、この点については、「もし公募されれば、民間の事業者でも応募される方がいると私は思っております」というふうに訂正をしたいと思えます。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

9番（三好睦子君） 意見を言わせていただきます。今回の新規事業で、農林開発株式会社の竹箒の赤字の部分埋めたいと言われました。そうするのは当然のことと思いますが、この事業で赤字が埋まるかどうか、不安です。今の事業を試算をされたのが出ましたが、800万円の赤字スタートで、説明では2年前から軌道に乗るということでしたが、むしろ赤字が増えるのではないかと心配です。

市長さんの説明の中で、この会社の設立の目的が、農林産物を加工販売することで、農家の所得向上になる、今は農業が疲弊して農家の後継ぎもない、農業の所得向上で若い方に農業に継いでもらうために帰ってきてほしい、こういった大きな目的があると説明がありました。私もこの目的、基本的な考え方は、本当に同感です。当然これに向かっていくのが当たり前です。

しかし、今、今回の約4,000万円かけてのこのカップサラダの事業が、果たしてこの目的にかなうものかどうかと考えると疑問を持ちます。しかも、説明では、キャベツが不足のときは市外から購入するとのことで、これでは美祢市の農家の所得向上にはつながらないと考えます。それに、生産者から、一体幾らで買い取るのか、農家の採算が取れる価格なのか、本当に農家の所得向上になるかどうかということも疑問です。

雇用の安定とも言われました。雇用の安定とは、正社員であって、パートの従業員では雇用の安定とは言いません。商品も取り引きのある業者さんに納めるとのことでしたが、市民の皆さんの大切な税金の使い道を決めるときで、この予算に反対いたします。

私は、この美祢農林開発株式会社の目的を遂行しようとするれば、美祢市の特産品になるものか、消費者に受け入れられ持続可能なものなのか、農家の所得向上と雇用の安定になるのか、農家の所得向上になれば農家の関係機関ともよく協議して、十分に練った上で進めるべきだと意見を述べます。反対意見です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） 私が午前中、ちょっと討論に入る前にということで、議長に対して御提案を申し上げましたが、結果としては、休憩取りましてそれから5時間、会派代表者会議、全員協議会等で、結果的には市民の皆さんには何のことかさっぱりわからん状態で進んでおるわけであります。

今、三好議員が反対討論されましたので、私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

結果として、冒頭に申し上げましたことにつきましては、受け入れていただけませんでした。しかしながら、これは議会のルールでございまして、討論の時間ですから、私もやむなくここはおさめたいと思いますが、そもそもその第三セクターの事業、あの美祢農林開発が当然刑務所誘致のときに、いわゆる法務省とそれから美祢市とかいろいろ誘致協議の中で、竹の、竹材を加工する、いわゆる箸を、割箸をつくるという、共生事業として、ある意味では利益が出なくてもやらざるを得なかった。

しかしながら、御承知のようにあの矯正施設がいわゆる国勢調査によりまして、当然あの大きな交付税も美祢市には入ってきておりますし、それなりの経済効果を

上げてきた施設であろうと、私は思っております。

とはいっても、第三セクターそのものが、今三好議員が言われたように、赤字を垂れ流していったらいいというわけでも、私はないと思います。しかし、大きな使命を持つてこの美祢農林開発は、やはり育てていくという、温かい目でものを見なくちゃいけません。

かつて総務省の自治財政局の公営企業課というところが、第三セクター等の抜本的改革等に関する指針というのを出しております。その中で、平たく言えば、美祢市の土地開発公社のように、整理をするとき、いわゆる廃止をするときに、どういう考え方でしていくべきかという指針が出ております。それに基づいて、美祢市が土地開発公社を整理していったわけではありますが、もう一つ、存続する第三セクターを、どういうふうにしていくかという、いわゆる存続する第三セクター等の指導監督等ということで、指針が出ております。

さらにもう1点、それを今度、新しく第三セクターをつくるためにはどういう考え方でつくるべきかという、いわゆる大きく分けると三つの柱が立ててあります。そうした指針に基づいて、いろんな三セクを、今後どうしても残さざるを得ない三セクにつきましては、ちゃんと指針が出ております。当然、その独自性って言いますか、第三セクターの経営の独自にやるという、これも尊重すべきではあります、やはり公的支援の考え方というものも、今後きちっと整理をしていかななくちゃいけないだろうと思います。

そうした中で、私は予算委員会の際に討論で、反対、賛成の討論はいくらかしましたんで、そこには触れませんが、今後その指針に基づいて第三セクターの検討委員会といいますか、議会でも政策討論会の中で第三セクターを取り上げようということで、今県や各市がそうした自主管理っていいですか、ある指針をそれぞれが今つくっておるところでございます。当然美祢市におきましても、検討委員会、経営検討委員会等もおつくりになられて、議会もそうした意味で両輪となって、議会は議会として討論会も進めていきたいというふうに思っておりますが、ぜひ、そうした検討委員会をおつくりいただきまして、予算委員会にも申し上げましたが、あの計画をできるだけ実現できるような方向で御努力されますことを申し入れまして、賛成の討論としたいと思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。坪井議員。

3番（坪井康男君） 私は、去る19日に行われました予算委員会におきまして、美祢農林開発株式会社、以後、美祢農林と呼ばさせていただきます。これへ指定管理料として800万円を支出することに反対の意見を述べました。

きょうは、この補正予算案に対して意見を述べる最終的な機会となりますので、予算委員会での議論を踏まえ、問題点を改めて整理し直し、本案に反対の意見を申し述べます。

反対意見は大きく二つの部分に分かれます。

第1点目は、今回の美祢農林への800万円の支出は、形の上では指定管理料の支払いということになっていますが、実態は、経営がうまくいかない美祢農林という、第三セクターへの赤字補填の要素が大きいのではないかという点であります。世間では、約10年ぐらい前だったと思いますが、破たんした第三セクターの処理問題が大きくクローズアップされましたが、美祢市の場合は多少遅れて今、第三セクターの問題が大きく前面に出ているのかなとこのように思います。この点が第1点目です。指定管理ということですが、実態はやはり第三セクター、これをどう考えていくのかという問題であろうと、こういう観点での反対の意見です。

それから第2点目は、本議案、つまり800万円の指定管理料を第三セクターである美祢農林へ支払うという議案が、私は地方自治法、それから2番目が地方財政法、3番目が補助金等の予算の執行の適正化に関する法律、通称ではこれ、適化法と呼んでおりますが、この三つの法律に違反する疑いがあるという疑念を持っているということでございます。

それじゃあまず、第三セクターの経営の問題から見た反対意見を述べます。この美祢農林開発という第三セクター設立の当初のもくろみがどうであったかということをお申し述べます。

平成19年9月6日開催の定例議会で、美祢農林という第三セクター立ち上げ問題が、美祢市が出資する1,950万円の補正予算の是非の形で審議されました。その際の議会答弁で、当時の斉藤寛商工観光課長兼矯正施設活性化推進室長は三セクを立ち上げる趣旨、目的を次のように述べておられます。なぜ第三セクターかという御質問ですが、この事業は、美祢社会復帰促進センターを活用した竹関連事業でございますが、大きな目標としまして、森林保護、それから就労支援や雇用の創

出、そして竹林農家や農業従事者の所得の向上という大きな目標を持っております。従いまして、竹の繁茂対策、森林整備と言いますのは、非常に公共的な性格の強いものでございます。民間には何もないものだというふうに思っております。それから、もう一つは、美祢社会復帰促進センターの刑務作業を利用した事業ということでございまして、これは市とそれから美祢社会復帰促進センターの共生という意味から申しましても、第三セクターが好ましいという判断をしたところでございます。それから、事業の今後の経過についてはどうかというお尋ねですが、約10年間のシミュレーションをいたしておりますが、竹箸の製造、それから竹の子の水煮、竹細工等を考えておりますが、これら、竹の子の水煮等は竹林が整備されてきて初めて効率よく事業がなされるものと思っておりますので、最初の3年間は少し苦しい経営が、いわゆる赤字経営が続くと思っておりますが、竹の子や水煮が軌道に乗れば、少しずつ回復して8年目には累積赤字が解消していくというふうに考えております。このような御答弁がありました。

と同時に、これと同じ時期でございまして、小竹元市長さんの三セク設立の答弁がございまして。それは平成19年9月10日開催の建設経済委員会における御答弁です。これはある程度のめどが立ちましたら、指定管理制度に移行になると思いません。との答弁がなされております。

それから、平成20年10月1日締結の、美祢農林資源活用施設管理運営に関する協定書には、指定管理料の支払い規定はありません。ずっと指定管理料は美祢農林開発に対して支払われておらないという経緯がございまして。

それから4番目に、当時の藤井商工労働課長の配付された資料によりますと、この資料は平成21年9月7日建設経済委員会で配付されたものです。美祢農林開発が指定管理期限である、平成24年3月までを行政（第三セクター）の役割機関と見据え、その後のスムーズな事業展開の仕組みづくりを終えた平成24年度以降は、公募により民間事業希望者を含め広く募集し、再度指定管理委託を視野に入れた事業展開を想定しております。

このようなふうにおっしゃっております。その事業の安定的実施に向け、今回の補正っていうのは2,000万の補助金の支給のことです。補正を含め、平成、今後23年までは事業実績を見ながら継続的な補助金の支出が必要ですよという、これは平成21年度に補助金を初めて美祢農林開発へ支出をしたときの商工労働課長さん

の理由です。

そしてこの資料には平成21年度には2,000万、22年度には1,000万、23年度には500万というふうに、徐々に補助金の額を減らすとこういう予定になっていますが、実際に締めてみましたら、平成20年度はそのままで2,000万が支給されております。それから、22、23、24年、全部1,700万、1,760万、1,720万というふうに、若干の数字の違いはありますが、補助金需要は当初予定の1,000万とか500万じゃなしに、だんだんと膨らんできております。これが実績であります。

それからもう一つ、これ見逃していけないのは、美祢農林開発に対して美祢農林開発の全体の決算書見ますと、会計の勘定科目がそれぞれ違う表現がしてあるんですけど、平成21年度には750万、これは勘定科目は受託収益、いずれもまあ営業外収益です、受託収益というので750万が計上されています。それから平成22年度には、742万5,000円、これは受託費というふうに勘定科目はなっています。それから平成23年度は742万5,000円、これは受託収入というふうに勘定科目は設定されてありまして、多分、これ同じ、緊急雇用対策交付金のことだと思いますが、これだけのものが投入され、しかしながら勘定科目はそれぞれ異なった勘定科目が設定されております。

しかし、24年度はこの受託収入とか、受託費とか、受託収益とかいうのがゼロになっています。これは、御案内のことだろうと思いますが、緊急雇用対策のあれ、交付金というんでしょうか、補助金というんですか、正確には私わかりませんが、そういうものは24年度で打ち切られています。このことが実は七百四、五十万です、これは打ち切られたということが、平成24年度の美祢農林開発の収支を一挙にどんと赤字にした大きな要因だというふうに私は思っています。

このときの、このときというのは24年度の河村課長の、なぜ赤字かということに対して、実はカット野菜の事業が少し遅れているということで赤字になりましたと御答弁なさっていると思います。この点、先ほど私が不適切だと、撤回をいたしました、これは事実と反することではないでしょうかと言うべきところを不適切な表現をしたといういきさつがございます。

そして、平成25年はどうかという、予算書を見ますと1,700万の補助金と、800万の受託収入となっております、ここで言うきょうの最終の審議事項であ

る指定管理料800万、これが計上されております。これはもう当然だと思います。

こういう経過を実はたどってきておりますので、何が申し上げたいかと言いますと、もともと美祢農林開発っていうのは、最初からとりあえず事業の立ち上げの何年間は事業が安定しない、それから事業の中身も確定しないから、それは第三セクターである美祢農林でお願いをして、事業が、内容がある程度確定する、あるいは収支の見込みもそんなに黒字にならなくてもある程度のめどが立ったら、指定管理制度にのっとって第三者、民間の事業者指定管理をするという、そういう方針が明確に読み取れるわけでございます。

それで、予算委員会のときにいろいろ質問いたしましたのは、そういう予定であったはずですよ。だから指定管理料も支払えておりませんよ。ただなぜ今突然、25年度から指定管理料をお支払いになるんでしょうかという質問を繰り返し申し上げたわけでございます。その途中で私の不適切発言が飛び出したと、こういう経過でございます。

その後の経過でございますけれども、詳細は割愛いたします。配付されました美祢農林開発の現状と今後の取り組みについてという第三セクター対策室からの配付資料です。これによりますと、平成20年1月に刑務作業を利用した竹割箸の製造が開始されました。それから翌年の平成21年4月からは、美祢農林資源活用施設の中での竹の子の水煮製造が開始されております。

従って、これを見ますと、平成20年1月時点から美祢農林開発を指定管理した平成20年10月1日まで、約9カ月間が実はこの二つの事業、二つっていうのは竹箸の利用と水煮の事業ですね、ともに三セクである美祢農林の直営業として実施されていたわけでございます。これ、非常に重要な点だと思います。もともと、ここが一番私は原点だと思っています。

従って、第三セクターを平成20年の10月1日に第三セクターを、しかも地方自治法が改正になって、指定管理制度が導入された後に指定管理者として指定されたと、ここに非常に大きな問題点が存在していると、このように私は認識しております。全てここから問題が生じてると。

あの当時のまま収支が安定しない、あるいは要旨が固まらないというのであれば、どうして三セクである美祢農林開発、そのままの直営事業として、指定管理を受けずに実施されるべきではなかったらうかと、これが私の疑問の一番の根本でございます。

ます。こういう観点に立ちますと、25年、今の時点で指定管理料を800万払うということは、ちょっと理解ができませんね。いうことでいろいろと質問申し上げた、いう経緯でございます。

平成19年12月の美祢農林の設立以来、この第三セクターにいくらの公金が投入されたかといいますと、出資金、それから設備、それから補助金、これを雇用再生交付金、これが緊急雇用対策費ですが、全部合わせまして、2億5,858万3,000円です。もう一度言います。2億5,858万3,000円が投下されています。今回の補正の3,902万3,000円を加えますと、合計で2億9,770万6,000円、3億円弱がこの事業に、竹関連の事業、あるいは水煮、その他の事業に投下された資金でございます。

これだけの資金を投入した結果どうなったかといいますと、平成19年から平成24年までの美祢農林開発の決算書の中で、営業損益、つまり売上高から売上原価を差し引き、さらに販売費及び一般管理費を差し引いた損益を集計してみますと、9,794万4,000円の累積赤字でございます。3億円弱の公的資金を投入して、結果が9,794万4,000円の累積赤字。これが投下した資本に対する現状です。ここが私は一番の問題点だろうと思っています。

今後、その美祢農林開発にどんどんどんどん、今度は指定管理料ということになります。追加していかれると、これ際限なくこういう累積赤字が膨らむんじゃないかなと、こういうふうに思って、そこが私の一番の危惧するところでありませう。

執行部の今回の補正予算3,912万3,000円計上の目的がこうおっしゃってます。雇用の創出と安定、それから疲弊した農業の活力回復、それから美しい山づくりと六次産業化への布石と、こういうふうにおっしゃっております。本当に、こういうのが今回の4,000万弱の公的資金の投入で達成されるのならば、それはもう何の問題もないわけでございますが、果たしてそうでしょうかというのが、次の私の疑問です。

正直、今言いまして、カップ野菜、あるいはカップサラダ事業の推進ということによって、本当にどれほどの雇用が新しく生まれるんでしょうか。先ほどの三好議員さんの質問にも関連いたしますが、そしてこれが雇用の安定にどれほど寄与するんでしょうか。結局、竹の子の水煮が季節商品だから、3、4、5、6ですか、そ

の間は仕事があるけど、その残りはないとおっしゃいます。今度はカップ野菜やカップサラダを導入すれば、1年中ある程度の安定した雇用はあるでしょうけど、やっぱり、3、4、5、6の4カ月間は、竹の子のためにどんとまた、臨時かなんかの雇用をふやさないかんのですね。そうなると、おっしゃっている雇用の安定ということと、どうも私の理解では結びつかないと、こういう問題があるということをおし上げたいわけです。

それから、キャベツとにんじんとコーンとツナというのが原料というふうになっていますが、こういうのは美祢市内の農業者から本当に買い上げられるのか。ものすごい材料費、材料の量ですよ。本当に買い上げられるのだろうか。それで、農家の側からいけば本当にそれが出せるのだろうかということについて、あまり具体的な、執行部からは調査したとか、あるいは検討したとか、そういう形跡がお示しなられてないんです。そうすると、やっぱりそれだけの量を買っていただけるのはありがたいけど、本当にそれを供給できる業者がいるのかなという疑問が生じるということです。

それと、これも一番言いにくいことではありますが、美祢農林につきましても、本当にどなたが実質的に経営上の判断を下しておられるのか、経営陣の顔が第三者から見て、見えないっていう、ここが一番問題なんです。私が予算委員会でいろんな質問を申し上げましたけれども、まるで河村商工労働課長さんが市の所管の課長さんであると同時に、本当に美祢農業開発の社長さんかのごとく答弁をされております。これじゃあ、やっぱり実際どなたが経営しておられるのだろうかと思いに思ふ。これはごくごく自然なことではなかろうかと思っています。

補助金を除けば、実質的に1億円近い累積赤字が出ておまして、普通の、社会通念上は財務的には破綻してる。赤字垂れ流し状態にあるんじゃないかと、これは疑われてもしょうがない状態だろうと私は思っております。既に、平成21年度から、9,400万の補助金、交付金が投入されていったにも関わらず……

議長（秋山哲朗君） 坪井議員、どのくらいかかります。

6番（岡山 隆君） 一番肝心なのが、あと残っていますが。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。時間延長しますので、ちょっと待ってください。

お諮りいたします。本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議

事の都合によりこれを延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議事の都合により会議時間を延長いたします。

坪井議員、続けてどうぞ。

3番（坪井康男君） じゃあ、続けさせていただきます。

既に平成21年度から9,400万の補助金、交付金が投入されているにもかかわらず、本当に経営改善が見えてこないんです。だから、今回も今度こそはということだと思います。3,912万3,000円の公金を投入すれば、まあまあうまくいくのではなからうかということでお出しになっていると思います。しかし、どうも果たしてそうかなという疑問が残るとというのが反対の1点目です。

それから、次に反対の2点目の理由でございますが、今回の補正予算案が先ほど申しましたように、複数の法律に抵触する疑いがあるということでございます。それぞれについて申し上げます。

まず、指定管理制度に反するのではないかなという問題が1点目です。

これ地方自治法の244条の2というのに指定管理制度が定められておりまして、公の施設の指定管理制度が平成15年度から導入されたわけでありまして、この導入されて、最初に指定管理された第三セクターの美祢農林が、一方では社会復帰促進センターの中にある竹箸という、先ほど来からのいろんな理由見ますと、これ収支償うことはもう難しいと。どうしても足が出るよという事業と、桃ノ木の農林資源活用施設の指定管理という二重の仕事を背負っておられる。ここが非常に、なんだかわかりにくい状態の出発点だと思っております。

従って、私の申し上げたいことは、平成15年に、いわゆる指定管理制度が導入された経緯は、それまで公の施設の管理を主として三セクに、地方自治体が50%以上支出している第三セクターに管理委託しておりました。ところが、冒頭申し上げましたように、全国的にどこも三セク行き詰っちゃったんです。だから、これじゃあいけないねってということで、地方自治法244条の2が改正になって、もうそういう三セクでなくても結構ですよと。民間の事業者指定管理していいですよと。そして、民間活力を利用して、多いに効率的な公の施設を運営してもらいましょう。同時にまた、コストも削減してもらいましょうと、こういうことで導入された制度

であるわけです。

ですから、ここが私がちょっと美祢農林開発株式会社を、平成19年の段階で指定管理する、そのこと自体がそもそも無理があったのではなかろうかと思っているんです。そのときに指定管理をせずに、そのまま直営で美祢農林開発の直営でおやりになっておれば、今日、ただいまのような問題があまりなくて、もう事業うまくいかなから補助金でやろうねということで済んでいたであろうと、私は信じております。

第三セクターの問題は、一番、六、七年前に問題になったは、御案内のとおり、夕張市の財政破綻です。あれのきっかけになったのが、夕張観光開発株式会社というスキー場とかホテル場を経営する第三セクターが、負債総額が54.6億円で倒産しちゃったんです。それで、非常に甚大なインパクトを夕張市がこうむったと、こういうことなんで、もう既に少なくとも七、八年前まで、大概の第三セクターは整理が済んでる。だけど美祢市ではまだそれが、大分おくれて、まさに美祢観光だって同じだと思います。第三セクターの、これどうすればいいんだと頭を悩ませなきゃいけないと。

事情が変われば、いろんな難問題が出てくるのはそれはしょうがないと思います。だから、ここはみんな知恵を出してやっていかなきゃいかんと私は思っておるわけでした、そのためには、つまり今回のように、突然、指定管理料800万出せばいいということで解決されるのはいかなものかというのが、私の主張でございます。

もう細かいことは、前略中略で……

議長（秋山哲朗君） 坪井議員、もうちょっと簡潔に、恐らくもう30分ぐらい経ってます。よろしくお願いします。

3番（坪井康男君） だから、簡潔にやります。

だから、もうとにかく私の言いたいことは、美祢農林開発という第三セクターを平成15年度に地方自治法が改正になった後、はるか後ですよ、もう美祢市の指定管理条例ができ上がっておると思います。この前、篠田局長さんの話のように、できあがった後に指定管理したと、ここが問題なんですよということを申し上げている。そこを、ぜひ御理解ください。

次に、この指定管理の問題。もう終わります。次にいきます。

御案内かと思いますが、地方自治法の第2条14項にこういう規定があります。

地方公共団体は、その義務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと決めています。

約3億円の公的資金を投入しておりながら、美祿農林開発にですよ、1億1,000万もの累積赤字を生むような事業を継続する、こういう事務処理はどう考えても最小の経費で最大の効果を上げて、こういうふうには見えないと思います。そういう意味で地方自治法の第2条14項に、ちょっと反するんじゃないんでしょうか。

それからもう一つあります。地方財政法の第4条1項に、地方公共団体の経費はその目的を達成するため、必要かつ最小の限度を超えてこれを支出してはならないという規定があります。最小の費用で最大の効果を上げてください。そういうことが地方財政法で触れてあります。皆さん方のほうが私よりはるかに専門だろうと思っていますんで、釈迦に説法かと思いますが、そういうわけで今回、さらなる雇用安定化とか、設備設置目的の達成度の向上、あるいはまた市内産品を活用するための出口整備、こういうものを目的にして、指定管理の800万円、それから施設の、あるいは機械設備の設置費に310万、これだけを投下して事業するということは、本当に最低の経費で最大の効果を上げているんでしょうかというのが、次の疑問であります。

それから、これが最後です。もう一つ、これはもう、市の職員の皆さん方は、当然、一番よく御存知だと思いますが、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律というのがありまして、補助金を支出した場合は、善良な管理者の注意をもって補助金事業を行わなければいけません。受けた人ですね、いやしくも補助金等の他の用途への使用をしてはなりませんと書いてあります。

この点について、先の予算委員会で私はどうもこの平成24年度のこの今後の取り組みについてと見ますとね、うち補助金として農林産物12万円というふうに計上されてありまして、これは河村課長さんは、いや、それは六次産業化取り組みのための補助金だと、こういうふうにおっしゃってます。それはそうかもしれませんが、けれども、私実は、ひょっとしたら流用があるんじゃないかなろうかと思っているのは、平成21年度から、いわゆる補助金を2,000万、1,700万、1,700万、1,700万、こうお出しになってるわけです。これが本当に竹箒事業だけに限定

して使用されていたか。その前提として美祢農林開発は、竹箸の事業と指定管理事業は収支を別にしなさいとなっておりました。少なくとも、平成24年の3月末までは二つの間の会計を流用しちゃうならんという規定がありましたんで、この出された2,000万、1,700万、1,700万、1,700万、本当に流用なさってないんでしょね。

それについて聞きましたら、そりゃしていないとおっしゃるんですけども、実は、もしあるんならば私の疑問を、そういう部門別の収支表を目の前に提示されまして、このとおり流用、転用はしてませんよって言われれば、ああよくわかりましたと、私が不要に勘ぐって申しわけありませんと言って、それですっきりするんです。ところが、なかなかそれを要求、私いたしましたけど、出していただけませんでした、結果的には。ここなんです。

実は、私、そういう資料出していただけないんで、念のためどうしたらいいだろうかと思って、美祢農林開発の登記事項を調べてみました。本店所在地がどこにあるのか思ってみたら、本店所在地は大嶺町東分348番地の4というところにあるとなっています。これ見ましたらショッピングセンター丸和の向かい側に勤労福祉会館があります。その横に美祢市矯正施設活性化推進室と、こういう看板が立っておりますが、ここがゼンリンの地図でしてみましたら同じ番地ですから、多分ここに美祢農林開発の本店所在地があると思います。

会社法によりますと、その本店所在地に過去5年間の計算処理を保管しなきゃいかんということになっておりまして、本当に疑念をはらそうと思って決心されれば、暫時休憩で恐らく20分くらいで取ってこれると思います。けどそれについても一切お出しになろうとしない。こういうことがありますので、私はやっぱり疑念が残るからこの法案については、まことに申しわけありませんけれども、反対をせざるを得ないということでございます。

以上で反対の意見を申し述べて、終わります。長いこと済ませませんでした。

議長（秋山哲朗君） そのほか、本件に対する御意見はございませんか。岡山議員。

6番（岡山 隆君） それでは、簡潔に原稿を見ないで、しっかりとお話をしていきたいと思います。

もう既に、予算委員会においては賛成討論をしてきましたので、またとやかく言いませんけれども、若干、ちょっと大局観を持ってお話したいなと思ってます。

それで、きょうの議案9号の件で、この美祢市企業立地奨励条例全部改正についてということで、ちょっと私の発言が、本市に事業所を有しないものが市内に事業所を新設する場合という形で、外部から来られた方を対象にという、こういった例えば都市計画税の免除とか。

議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。発言の訂正ですか。発言の訂正だけ、簡潔に。

6番（岡山 隆君） そうです、済いません。そういったことで、その部分については美祢市内におられる方についても、新設する場合も減免の対象になるということでしたので、その部分を、そういった部分も含まれるということを修正していただきたいと思っております。

それでは、本題に入ってまいりたいと思います。

もう予算委員会で賛成討論、既にしてきたわけでありましてけれども、今いろいろ、長々と美祢農林開発の事業報告に対する、また予算におけるお話が説明ありました。そういった部分も非常に大事なところであると私は見ておりますけれども、実際、この二元代表制のもと、議会側とそれと市が執行するさまざまな議案、こういったところのものをチェックしていくということは、非常に重要なところであります。

そういった中であって、今回、着実にこの、ちょっと話がずれるところもありますけれども、美祢土地開発公社、その部分というものも、利子がふえるということで、今後市中銀行から借りて、全て今後返していく、そういったこともされて、また、この起債の残高についても、合併以降50億程度削減してきているわけがございます。そういった大局観、全体図を見ながら、この美祢市の財政の健全化がどうなんかということで、その全体を見ながら、さまざまな小さいところも見て、私はいかなくちやならないと思っております。

そういった中にありまして、財政健全化、美祢市はどうなんか、将来負担比率、実際合併以降着実によくなってきているということは皆さんも御承知のとおり、または公債費比率こういった部分についても、他市13市に比べ、倍ですね。若干、美祢市、上位部分じゃありませんけれども、着実によくなってきている。そういった全体像をしっかりと見ていくことが、私は非常に重要ではないかと。いずれにしても、過去、旧秋芳町においては、この財政不良債権団体、非常にワースト3までマスコミから騒がれまして、そういったところに議会側としては、絶対ならせでは

いけないという堅い決意を持って対応していかなばならないわけであります。今、そういった指数を見ていくと、そういった面においては大きな過失はないなどは判断できるわけでございます。

そういったところ、今後、今の美祢農林開発におきましては、この臨時職員とか、そういった中で、今後カップサラダを取り入れてやる場合には、資本も多少かかる、そういった中で雇用も拡大できる。そして地元の農産物の農家の方の、この受け入れて、そしてさまざまな面での、要するに経済効果が非常に高いということ、私たちはしっかりと見ていかななくちゃならない。

だけど、結果が全てですから。行政として今、さまざまな面で赤字になっている部分というのを、いかに対処していくかということ、小さい部分まで、またさまざまな要望の、収支の件についてありましたけれども、その辺も議会側に、さらに今以上に、1回今回出していただきましたけれども、今後さらにわかりやすい形で資料の提供など出していただければ、非常にいいんではないかと思っております。

そういった点、どうかプラスの面、マイナスの面、さまざまあると思えますけれども、その辺の議会側の皆さんのそういう思いもあるということ、判断されまして、対処していただきたいことを思っております。そういったところ、しっかりとお願いもいたしまして賛成討論といたします。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

17番（竹岡昌治君） 済いません。賛成の後、また賛成はあれですが、ちょっと最初の補足をさせていただきたいと思うんです。

私、第三セクターの指針について説明申し上げましたけど、言葉が足りませんでした。

実は、これは平成15年12月12日に出た指針なんで、坪井議員さん、さすがよく勉強されておられます。

その後、この15年の12月12日付の分は廃止されたんです、改正されて。もう全面改正なんです。その改正の中で私が申し上げたのは、廃止と存続と設立、三つの案件があるわけです。経済効果の話も出ましたけど、私は矯正施設を誘致するときの一つの大きな条件としてと申し上げました。

結果としては、21年だったですか、国勢調査が。違ってたら勘弁してください。

22年かな、22年に国勢調査やりまして、そうすると23年からですよ。国保、いわゆる交付税がくるのは。一口にいえば7億以上の交付税も来るはずですよ。ですから十分に私は、美祢市に対して、今岡山議員さんが言われたように、財政的にも非常にこのことによって効果があったというふうに思っております。

また、一方で第三セクターの経営の責任の明確化、あるいは運営体制についておっしゃるとおりなんです。たしかにマネジメント見えんっておっしゃった。しかしながら、ここで規制されているのは経営者が職務勤務や責任を明確にし、なおかつ善管義務問われるんです。

ですから、決して私はおろそかな経営はやっているとは思っておりません。なぜならば、刑事責任まで追及されるほどの善管義務を負ってる会社でございますから、その辺も私は十分御注意なさって経営されておる、というふうに認識しております。

ただ、ほかの議員がおっしゃったように、できるだけ我々も温かい目で、市民も含めて協力体制を取りながら、どうやって守り立てていくかというほうがむしろ大事だろうというふうに思っております。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第2号平成25年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第14号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第158条の規定により、お手元に配付いたしておりますとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

なお、議会の規律についてであります。地方公共団体の意思決定を行う神聖な議場における議員の言動は、法律によって規制されるまでもなく、慎重、公正でなければならないことは言うまでもありません。それとともに、議会は住民の代表者である議員をもって構成される議事機関として、その権限を保持し、公正な審議、

決定ができるよう、地方自治法及び会議規則において、自主的に規律を保持し、規制するための権限が与えられています。

また、発言の自由につきましては、市議会会議規則にありますように、発言の時期、場所、回数、品位の保持等について一定の制約があります。つまり、自由勝手に発言できるものではなく、一定のルールがあり、その範囲で自由と言えます。発言は、発言者だけのものではなく、議員であれば住民全体を代表して行うものであり、それだけに発言は慎重であるべきであります。

これを機会に改めて確認をお願いいたします。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、平成25年第2回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後5時17分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年6月27日

美祢市議会議長

秋小哲朗

会議録署名議員

池道仁朗

”

竹岡昌治